小城市デジタル防災行政無線(同報系)システム整備事業 プロポーザル実施要領

令和5年12月

佐賀県小城市

1. 目的

小城市は、平成 18 年に同報系防災行政無線の整備を開始して以降、現在に 至っている。

既設の無線設備が17年経過して老朽化してきたことから既設デジタル防災行政無線設備に代わるデジタル防災行政無線を再整備し、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援をうけることにより、当該設備の充実や課題解決等を目指し、かつ将来的にも拡張性・汎用性の高いシステムを構築すること、また併せて効率的な情報収集及び情報配信のための防災情報システム等を整備することを目的とする。

2. プロポーザル方式の採用理由

本事業実施にあたっては、効率的かつ信頼性の高い情報伝達システムを構築する必要があることから、整備等に係る提案を求め、より優れた成果が期待できる者を選定する公募型プロポーザル方式を導入する。

3. 基本情報(令和5年9月現在)

(1) 人口 : 44,283 人

(2) 世帯数 : 17,436 世帯

(3)面積 :95.86 平方キロメートル

(4) 既設設備

ア. 親局設備 :1式(市役所)

イ. 中継局設備 :無し

ウ. 遠隔制御設備 :1 式(佐賀広域消防局 小城消防署)

工. 屋外拡声子局 : 144 局

オ. 戸別受信機 :約500台(公共施設・区長宅等)

4. 事業概要

(1) 事業名:小城市デジタル防災行政無線(同報系)システム整備事業

(2) 事業期間:契約締結日から令和8年3月19日(木)まで

(3) 事業内容

ア. 実施設計

イ.「小城市デジタル防災行政無線(同報系)システム整備事業要求

水準書 | 及び提案内容から契約締結した業務

ウ. 整備工事

①親局設備 : 1式(市役所)

②再送信子局設備 :必要数

③遠隔制御設備 : 1台(佐賀広域消防局 小城消防署)

④屋外拡声子局 : 134 局

⑤戸別受信機 :約400台

⑥映像系設備 : 1式

⑦防災対応支援システム : 1式

(注) 仕様項目・内容等は、プロポーザルの提案内容等により決定する。 なお、デジタル防災行政無線整備の基本設計は完了している。

5. 構築事業費

提案限度額 810,000,000 円 (消費税含む)を超えない提案であること。 なお、総額は契約時の予定価格を示すものではなく事業規模を示すためであ る。

6. 適用法令

- (1) 電波法及びこれに基づく政令並び総務省令
- (2)総務省総合通信局の防災行政用無線局の免許方針
- (3) 総務省市町村デジタル局通信システム標準規格(ARIB STD-T115)
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 有線電気通信法及びこれに基づく政令並び総務省令
- (6) 電気通信事業法及びこれに基づく政令並び総務省令
- (7) 日本工業規格(JIS)
- (8) 日本電気規格調査会標準規格 (IEC)
- (9) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- (10) 電子情報技術産業協会規格(EIAJ-EDI)
- (11)インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準(IETF)
- (12) 佐賀県土木工事共通仕様書
- (13) その他関係法令、条例、規則等

7. 応募資格

応募資格を有する者は、公告日現在において、次に掲げる(1)~(11)の要件全てに該当することとする。なお、共同企業体を結成し参加する場合は、代表者及び構成員が全ての参加資格要件を満たすこと。ただし、共同企業体の構成員は、2者以内とする。

- (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第1項に基づき九州管内に事業所(支店・営業所を含む)を構え、電気通信工事業の許可を受けた法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定 に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 令和元年度(過去5年以内)以降において、九州総合通信局管内における デジタル防災行政無線の3億円以上の元請実績(JVを含む)があること。
- (5) 最新の経営事項審査の電気通信工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (6) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 24 条の 2 第 1 項の規定による点検 登録検査等事業者に登録されている者であること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム (JISQ27001 (ISO/IEC27001)) 認証を参加者単独で取得していること。
- (8) 市町村デジタル同報通信システム (ARIB STD-115) の機器製造を行い、 その施工が行える者 (以下「機器製造メーカ」という。)、若しくは機器製 造メーカから仕入れ、その施工が行える者であること。
- (9)建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者(電気通信工事)を本工事の現場に専任で配置できる者で、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、60MHz 帯デジタル防災行政無線の施工実績を有する者かつ公告日以前において直接的かつ 6 箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。(共同企業体を結成し参加する場合は、代表者のみ)
- (10) 国内総合通信局管内において、60MHz 帯デジタル同報系に関する設計施工一体型プロポーザル方式による施工実績があること。
- (11) 共同企業体で参加する場合は、共同企業体の結成を届け出ること。ただし、出資比率は、すべての構成員が30%以上であること。

8. 応募資格の可否

応募資格により、参加表明書を提出した者について、提案資格の審査を行い、その結果を通知する。この通知において、有資格者として認められる者のみが提案書を提出できるものとする。

9. 応募資格の喪失(欠格事項)

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加 資格を喪失するものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (2) 提出書類及び提出する方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

10. 要求水準書等の配布

(1)配布期間

令和5年12月1日(金)~

(2)配布方法

小城市ホームページ https://www.city.ogi.lg.jp/ よりダウンロード

11. 選定スケジュール

項	イベント	期日
1	要求水準書等の配布	令和5年12月1日(金)~
2	質問期間	令和5年12月1日(金)
	貝円粉 印	~令和6年1月9日(火)
3	参加表明書提出期限	令和5年12月21日(木)
4	参加資格審査結果通知	令和5年12月26日(火)
5	質問回答 令和6年1月12日(金	
6	提案書等の提出期限 令和6年1月23日 (
7	審査(プレゼンテーション及び	令和6年1月30日(火)、
	ヒアリング)	31日(水)[予定]
8	審査結果通知	令和6年2月2日(金)[予定]
9	仮契約	令和6年2月9日(金)[予定]

12. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、質問書(様式第7号)により提出すること。

ア. 提出期限

令和6年1月9日(火)17時まで(必着)

イ. 提出方法

事務局メールアドレス宛て電子メールに添付して提出すること。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和6年1月12日(金)までに小城市ホームページにて公表する。なお、質問に対する回答は、実施要領及び要求水準書の追加又は修正とみなす。

13.参加表明について

(1)提出書類

ア. 本プロポーザルに参加を希望する事業者及び共同企業体(代表者、構成員)は、参加資格要件確認のため、下記書類(①~⑫)を期限までに提出すること。

	① 参加表明書(様式第1号)
	② 国税及び地方税の納税証明書(法人税、消費税及び地方
	消費税の証明) (様式その 2)
	③ 使用印鑑届、印鑑証明書(写し可、証明内容が申請時の
	現状を証明するもの)
	④ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(写し可、本店の所
11111111111111111111111111111111111111	在地を管轄する法務局で発行されるもの)
提出書類	⑤ 誓約書(様式第2号)
	⑥ 施工実績調書(様式第3号)
	⑦ 建設業許可証の写し
	⑧ 最新の経営事項審査結果の写し
	⑨ 点検登録検査等事業者登録証の写し
	⑩ 情報セキュリティマネジメントシステム登録証の写し
	⑪ 配置予定技術者調書(様式第4号)

② 共同企業体協定書(様式第8号) ※共同企業体の場合にのみ提出を要する。

- ※小城市に入札参加資格審査申請書を提出している事業者については、国税及び地方税の納税証明書、印鑑証明書、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、誓約書の提出を省略できる。
- (2) 提出書類作成上の留意点
 - ア. 施工実績調書(様式第3号)
 - ①7. 応募資格の(10) に該当する施工実績について、1件以上提出すること。
 - ②7. 応募資格の(4)に該当する施工実績について、1件以上最大 5件提出すること(①の実績と重複可)。なお、設計施工一体型プロポーザル方式による施工実績があれば最も優先して提出すること。
 - ③記載した全ての施工実績は、それを証明する資料として CORINS の写しを提出すること。
 - イ. 配置予定技術者調書(様式第4号)
 - ①7. 応募資格の(9)に該当する施工実績について、1件以上最大3件提出すること。なお、QPSKナロー(ARIB-STD T115)方式による施工実績があれば最も優先し、なければ契約金額の大きいものから優先して提出すること。
 - ②記載した全ての施工実績は、それを証明する資料として CORINS の写しを提出すること。
 - ③建設業法第 26 条に規定されている電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。
 - ④その他、本事業に関する資格を保有する場合は、記載し、証明する 書類として資格者証の写しを提出すること。

(3)提出方法

問い合わせ先まで郵送又は持参とする。

(郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。)

(4)提出期限

令和5年12月21日(木)まで(必着)

受付時間: 9時から17時まで

(土曜、日曜及び祝日を除く。)

14. 提案書等について

(1)提出書類

提出書類	① 提案書
	② 見積書 (形式は問わない)
	③ 機器製造メーカの納入誓約書(様式第5号)
	※機器製造メーカから仕入れ、施工を行う場合にのみ提出
	を要する。

(2) 提案書作成上の留意点

- ア. 提案書は、別紙の小城市デジタル防災行政無線(同報系)システム整備事業プロポーザル評価項目表の評価項目に沿って、提案すること。 なお、機器の詳細は要求水準書による。
- イ. 資料は A4 版にて作成、A4 版ファイルに綴じて提出すること。図面などは A3 版でも可とする(ただし、A4 版に織り込むこと)。なお、A4 版ファイルには「小城市デジタル防災行政無線(同報系)システム整備事業提案書」及び事業者名を記載すること。
- ウ. 提案書は A4 版横 40 頁以内(技術提案資料の頁数とし、表紙、目次、 見積書及び機器製造メーカの納入誓約書(様式第5号)は頁数に含ま ない)にて作成すること。
- エ. 提案書の部数は、提案書(正)1部、提案書(副)10部提出すること。
- オ. 小城市デジタル防災行政無線(同報系)システム整備事業プロポーザル要求水準書は、発注者が求める機能を示したものであることから、要求機能以上のものを提示すること。
- カ. 地域貢献の他に、本事業について、市内業者を活用する場合には、記載すること。

(3) 事業費見積書の作成

ア. 事業費見積書は、構築事業費に示した範囲で作成すること。要求水準書にない追加機能や提案工事等については、関連費も含めて算出すること。また、見積様式は自由とするが、極力詳細に品目を洗い出し、その数量・単価も示すこと。

(4) 保守・維持費見積書の作成

ア. 運用開始後 15 年間に必要となる全て(定期交換部品、電波利用料、 通信回線使用料、無線局免許関連、機器更新等)の経費について、項 目ごとに分類して計上し、1年毎の保守費用及び総保守費用を記載し 提出すること。

- イ.端末装置等の保守期限があるものについては、適宜機器更新を行うも のとして算出すること。
- (5)機器製造メーカの納入誓約書(様式第5号)の作成
 - ア. 機器製造メーカから仕入れ、施工を行う場合は、納入する機器について機器製造メーカの納入誓約書(様式第5号)を提出すること。

(6)提出方法

問い合わせ先まで郵送又は持参とする。

(郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。)

(7)提出期限

令和6年1月23日(火)まで(必着)

受付時間: 9時から17時まで

(土曜、日曜、祝日及び年末年始の休業日を除く。)

15. 参加辞退について

辞退の場合は、参加辞退届(様式第6号)を令和6年1月22日(月)17時までに問い合わせ先まで、郵送又は持参すること。(郵送の場合は、書留、その他の到達を確認できる方法によること。)

なお、参加を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響しない。

16. プロポーザル実施の条件

本プロポーザルに参加表明した者が 1 者のみの場合でも、参加者のヒアリングを実施し、市が求める要件を満たした場合は、契約締結交渉者とする。

17. 審查方法

審査は、「小城市防災行政無線(同報系)システム整備事業者選定委員会 (以下「選定委員会」という。)」において行うものとし、次のとおりプレゼ ンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀提案者と次点者を選定する。 また、提出者が 1 者のみの場合であっても、選定委員会において選定の可否 を決定する。

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング
 - ア. 開催日時 令和6年1月30日(火)、31日(水)実施予定
 - イ. 開催場所 小城市役所 会議室
 - ウ. プレゼンテーション及びヒアリング時間提案の内容を具体的に説明することを主とし、1 者あたり 60 分(準備10 分、説明 30 分、質疑 20 分)程度とする。
 - エ. ヒアリングについての人員数は、配置予定技術者を含む 1 者 5 名以内 (機器製造メーカを含む)とする。
 - オ、機器類の準備

プロジェクター、スクリーンは当市が準備する。また、パソコン等は参加者で準備すること。

(2) 評価基準

(別紙) 小城市デジタル防災行政無線(同報系)システム整備事業プロポーザル評価項目表による。

(3) 審査結果

審査結果については、令和6年2月2日(金)[予定]に結果の如何にかかわらず、全参加者に書面にて通知するとともに小城市ホームページで公表する。

(4) 注意事項

- ア. 機器の設置はヒアリング開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎ た場合は所要時間に含める。
- イ. 事前に提出した提案書の内容と著しく異なる説明の場合は失格とし、評価対象としない。
- ウ. 指定した時刻に遅れた場合は、失格となる場合がある。

18. 契約に関する事項

- (1)契約に関する事項
 - ア. 選定された最優秀提案者と契約の締結交渉を行うものとする。
 - イ. 前項の結果、契約の締結に至らなかった場合、又は最優秀提案者の提案 において虚偽の記載、不正及び違反が認められた場合は、本選考結果は 無効とする。ただし、その場合は次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約書

小城市財務規則(平成17年小城市規則第38号)に基づき作成する。

(3) 本事業の契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び小城市議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年小城市 条例第44号)の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契 約を締結し、議会の議決によって本契約となる。

19. 留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者負担とする。
- (2) 参加者は業務遂行上、知り得た情報は他人に漏らしてはならない。
- (3)提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- (4) 提案書類は返却しないものとし、提案書については、審査の必要に応じて 複製することがある。
- (5) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。
- (6) 提案書の審査過程内容については一切公開しない。
- (7) 本プロポーザルの審査結果に対する異議申立てはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルの提案者のうち最優秀提案者として選定されなかった者は、 書面によりその理由について、通知の日の翌日から5日(休日を含まない。) 以内に説明を求めることができる。
- (9) 本プロポーザルにおいて、市の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定を行わないものとする。また、提案者が1者の場合であっても、市の要求水準を満たす提案であり、各選定委員の評価点の合計が420点以上(600点満点)であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- (10) 本プロポーザルの募集開始日(令和5年12月1日(金))から選定委員会において選考が終了するまでの間、選定委員への接触及び担当課に対する営業活動は禁止する。
- (11) 本実施要領に定めるものほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の 関係法令及び小城市の関係条例・規則等の定めるところによるものとする。

20. 問い合わせ先

〒845-8511

佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市総務部防災対策課消防防災係

TEL: 0952-37-6119 FAX: 0952-37-6163

Mail: bousaitaisaku@city.ogi.lg.jp

※問い合わせに関しては文書(メール)で行うこと

(別紙) 小城市デジタル防災行政無線(同報系)システム整備事業プロポーザル 評価項目表

評価項目	評価内容		配点
1.企業の施工能力	1-1.施工実績	・九州総合通信局管内 ・設計施工一体型プロポーザ ル方式による施工実績	
	1-2.配置予定技術者 の実績	配置予定者の資格及び同種工 事の実績等	10
	1-3.会社概要	ISO の取り組みについて	
	1-4.本支店(営業所 の所在地	本支店(営業所)の所在地	
2.技術提案	2-1.システム全体概 要	システム構成・提案コンセプト等	プ
		機能性・操作性	
		拡張性・将来性	
	2-2.防災行政無線シ	屋外拡声子局設備概要及び配	
	ステム	置等	
		戸別受信機概要	
		防災対策室の AV 機器や運用	45
		機能性・操作性	40
	2-3.情報配信システ	拡張性・将来性	
	厶	情報収集・多様な手段による	
		情報伝達・発令判断支援	
	2-4.システムの耐災 害性	緊急時・災害時の対策	
	2-5.追加提案	防災システムとして有益な提 案なこと	
3.実施体制	3-1.施工体制	人員配置や地域貢献度(市内 業者の活用等)、住民対応	15

	3-2.設計体制	品質確保の体制	
	3-3.現状の課題認識 及び改善提案	市の課題に対する提案	
	3-4.併用時の運用性	工事期間の運用について	
		品質向上や効率化・スケジュ	
	3-5.設計・施工計画	ールの妥当性・システム切替	
		方法など	
4.保守	4-1.保守体制(サ	円滑な運用を実現するための	
	ポート体制)	保守体制	10
	4-2.保守サービス	平常時、緊急時、災害時の対 応	10
5.価格	5-1.事業費	提案内容と見積内容の整合性	
	5-2.保守・維持費	運用開始後15年間に必要とな	20
		る全ての経費	
合計			100